

令和4年7月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

令和4年7月14日、午前10時より太子町教育委員会を役場行政棟3階ホール（災害対策室）に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会共催名義使用許可について

太子町教育委員会後援名義使用許可について

第6. 議 事

議案第33号 議事録公表の遅れに関する説明と意見聴取について

議案第34号 総合教育会議に関する改善の要望と今後のあり方の意見聴取について

議案第35号 「町政混乱解消に係る要望書」に対する町長回答に関する説明と意見聴取について

議案第36号 区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について

議案第37号 令和4年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

議案第38号 教育委員の辞職について

2. 本日の会議に出席した教育委員

教育長職務代理人 福田 秀樹

委員 福本 充治・杉本 泰代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 長 檜野 正樹

教 育 次 長 栗岡 正則

管 理 課 長 改野 学由

社会教育課長 大谷 康弘

文化推進課長	田村 三千夫
管理課係長	武中 俊明
管理課主査	太田 祐一郎

4. 本日の会議に欠席した教育委員

委員	井上 利江
----	-------

●開会・教育長あいさつ

教育長 定刻になりましたので、7月の定例教育委員会を始めさせていただきます。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 それでは、前回の定例会会議録の承認を福田委員と福本委員にお願いいたします。
続いて、本日の会議録の署名委員について、杉本委員と福本委員を指名させていただきます
たいと思います。よろしくお願いいたします。
また、本日の第36号、第37号議案は、個人情報を含む内容ですので、非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。それでは、非公開とさせていただきます。

●行事結果・予定報告

教育長 行事結果・予定報告の説明をよろしくお願いいたします。

管理課長 行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。

＜7・8・9月の行事結果・予定報告の説明＞

教育長 7・8・9月の行事結果と行事予定について説明いたしましたが、これについて、ご意見ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 次に、教育長報告をお願いします。

●教育長報告

教育次長 はじめに、太子町教育委員会共催名義使用許可に関してご説明させていただきます。
申請者は、あすかホール文化振興協会会長 高井 國昭氏です。
事業名称は、「聖徳太子没後1400年記念講談」です。令和4年8月6日に丸尾建築あ
すかホールの大ホールにて開催されます。
事業目的としては、「聖徳太子没後1400年をお祝いするとともに、地域活性化及び文
化振興を図る」こととなっております。
以上でございます。

教育長 ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 では、次の報告について説明をお願いします。

教育次長	続いて、太子町教育委員会後援名義使用許可に関してご説明させていただきます。 1 件目の申請者は、揖龍中学校体育連盟 会長 大西 一夫氏です。 事業名称は、「令和 4 年度揖龍地区中学校総合体育大会（夏季大会） 陸上競技大会」です。令和 4 年 6 月 18 日に太子町総合公園陸上競技場にて開催されています。 事業目的としては、「中学生の日頃の成果を発揮することで、充実した部活動の取り組みとするとともに人としての成長を育む」こととなっております。 以上でございます。
教育長 各委員	ご意見、ご質問はございませんか。 ありません。
教育長 教育次長	では、次の報告について説明をお願いします。 2 件目の申請者は、揖龍中学校体育連盟 会長 大西 一夫氏です。 事業名称は、「令和 4 年度揖龍地区中学校総合体育大会（夏季大会）ソフトテニス大会」です。令和 4 年 6 月 24 日～25 日に太子町総合公園テニスコートにて開催されています。 事業目的としては、「中学生の日頃の成果を発揮することで、充実した部活動の取り組みとするとともに人としての成長を育む」こととなっております。 以上でございます。
教育長 各委員	ご意見、ご質問はございませんか。 ありません。
教育長 教育次長	では、次の報告について説明をお願いします。 3 件目の申請者は、揖龍中学校体育連盟 会長 大西 一夫氏です。 事業名称は、「令和 4 年度揖龍地区中学校総合体育大会（夏季大会）卓球大会」です。令和 4 年 6 月 24 日から 26 日の間に太子町民体育館ほかにて開催されています。 事業目的としては、「中学生の日頃の成果を発揮することで、充実した部活動の取り組みとするとともに人としての成長を育む」こととなっております。 以上でございます。
教育長 各委員	ご意見、ご質問はございませんか。 ありません。
教育長 教育次長	では、次の報告について説明をお願いします。 4 件目の申請者は、西播中学校体育連盟 会長 圓田 雅也氏です。 事業名称は、「令和 4 年度西播中学校総合体育大会 陸上競技大会」です。令和 4 年 7 月 9 日、10 日に太子町総合公園陸上競技場にて開催されています。 事業目的としては、「中学生の日頃の成果を発揮することで、充実した部活動の取り組みとするとともに人としての成長を育む」こととなっております。 以上でございます。
教育長 各委員	ご意見、ご質問はございませんか。 ありません。
教育長 教育次長	では、次の報告について説明をお願いします。 5 件目の申請者は、協働による地方創生都市の実現に関する研究会会長 田端 和彦氏

です。

事業名称は、「新型コロナウイルス感染症対策講演会」です。令和4年8月28日に丸尾建築あすかホール 大ホールにて開催されます。

事業目的としては、「変異を繰り返す新型コロナウイルス感染症の正体・現状・今後の展望を正しく理解した上で、新たな生活様式の創造と持続可能なポストコロナ社会を目指し、お互いそれぞれの分野で具体的にどのような取り組みを推進していくかにつき討論する。さらに、コロナウイルスと共存して経済活動を推進し、各関係機関が連携した地域創生都市を目指した体制を創造していくための方策についても提言する、そこで、内閣官房参与で政府新型コロナウイルス感染症対策分科会委員及び地域経済・地域政策の専門家の方々と意見交換する」こととなっております。

以上でございます。

教育長

ご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

では、次の報告について説明をお願いします。

教育次長

6件目の申請者は、西播磨文化協会連絡協議会会長 萬代 新一郎氏です。

事業名称は、「令和4年度播州段文音頭大会」です。令和4年8月27日に西播磨文化会館で開催されます。

事業目的としては、「唄い踊り継がれてきた播州段文音頭の保存会が一堂に集まって交流を図り、活動の活性化とともに、地域文化の振興に寄与する」こととなっております。

以上でございます。

教育長

ご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

では、次の報告について説明をお願いします。

教育次長

7件目の申請者は、たいしウインドアンサンブル団長 榮藤 竜太氏です。

事業名称は、「第10回定期演奏会」です。令和4年9月25日に丸尾建築あすかホール大ホールで開催されます。

事業目的としては、「演奏活動を通じて、地域社会への貢献、音楽文化の向上に寄与する。団員相互の親善と演奏技術の向上を図る」こととなっております。

以上でございます。

教育長

ご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

●議事

教育長

次に、議事に移ります。

教育次長

ここで、追加提案がございます。

事務局は、議案書を配布してください。

議案第38号「教育委員の辞職について」です。

まず、本議案の審議を公開か非公開にすることについては、いかがいたしましょうか。

各委員 公開審議をお願いします。

教育次長 それでは、公開議案ということで審議する順番を入れ替え、議案第 35 号の次に審議
いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 それでは、議案第 33 号「議事録公表の遅れに関する説明と意見聴取について」か
ら説明をお願いします。

管理課長 はじめに、議事録の公表が本町の教育の現状を広く町民に知らせる役割を果たして
いることを鑑みても、現在のように公表が大幅に遅れることは許されないことでござ
います。改めてお詫びを申し上げます。

議事録の作成につきましては、市販のボイスレコーダーを使用して音声を録音し、課
員が委員会終了後に文面に起こしております。このような状況下で、音源については
必ずしも聴き取りやすいものではなく、何度も繰り返し聞き直し文字に起こし、起
案・決裁で他の課員が内容の確認を行います。途中、誤字脱字の訂正や文脈の乱れを
訂正するため、起案者と他の課員の間で文面の訂正等が行われます。その過程で非常
に時間を要しました。

私から 3 月及び 4 月の定例教育委員会でお詫びをさせていただきましたが、結果現在
に至ることとなりました。重ねてお詫び申し上げます。

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

委員 3 月の定例教育委員会で私たち委員より議事録の状況についてお伺いしましたが、ど
のようにご回答されましたか。もう一度お願いします。

管理課長 可及的速やかに対応をさせていただき、ご回答しました。

委員 その通りです。しかし結果として、未だ議事録は完成していません。

先の議会でも教育次長が「機具等の不具合」と答弁されておりましたが、昨年度 9
月まではほとんど遅れることなく議事録は作成できておりました。

10 月から急に機具等が不具合と言われましても、私たちとしては不信感がありまし
た。

そこで具体的にお伺いしますが、10 月の議事録について管理課長はいつ決裁されま
したか。

管理課長 私は 4 月中に決裁をしました。

委員 それでは、教育次長はいつ決裁をされましたか。

教育次長 私は 6 月中に決裁をしました。

委員 それでは、教育長はいつ決裁をされましたか。

教育長 私も 6 月中に決裁をしました。

委員 教育次長にお聞きします。なぜ、2 ヶ月間も決裁に時間がかかったのですか。

教育次長 聞き取りにくい音源部分について、文脈の辻褄が合わない箇所があり、私が音源を聞
き修正を行いましたので時間を要しました。

委員 聞き取りにくい音源とは、具体的にどのようなものだったのでしょうか。

教育次長 10 月の定例教育委員会については、様々なご意見が輻輳してございました。

そこで、聞き分けをすることに非常に時間を要したということでございます。

会議録が遅れておりますことについては、お詫び申し上げます。

委員 会議録の作成が遅れていることは誠に残念ですが、私たちとしては、なぜ遅れるのかということを説明していただきたかったですし、相談していただきたかったです。

教育長 教育長にお伺いしますが、議事録は規則上いつまでに作成することとなっていますか。

委員 次回の定例教育委員会までに作成することとなっております。

委員 教育委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定によると、「議事録には、教育長が指名した 2 人の委員が署名し次回の会議において承認を受けなければならない」とされています。教育長は遅れていることに関しておかしいと思われなかったですか。

教育長 委員 私としても、委員にご意見を頂戴するまで認識しておらず迂闊でありました。

委員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、どなたが遅滞なく議事録の公表に努めることとなっていますか。

教育長 私です。

委員 その通りです。教育長がご指導され、私たちとのコミュニケーションが密になされておれば、このようなことにはならなかったのではないのでしょうか。

委員 昨年度 9 月以前と 10 月以降と比較し、起案に至るまでの過程に違いはあったのでしょうか。

管理課長 先ほど教育次長が申し上げましたとおり、10 月議事録については^{ふくそう}輻輳していた箇所があり、読みやすい文面に起こすことに非常に苦慮したということがございます。特に、昨年度 9 月以前の出来事については、適切な表現等の調整に非常に時間を要しました。

委員 議事録の公表については、町民の皆さんへの説明責任ということにも関わりますので、今後このようなことが無いよう、教育長のご指導にも期待したいと思います。

委員 もう 1 点お伺いしますが、ホームページに公表されていた令和 3 年 9 月 30 日付の「教育委員会としての議会報告（総括）」、令和 3 年 4 月付の「町長と教育委員会が協議を行った総括文書」、この 2 つの文書が現在ホームページで閲覧できなくなっていますが、間違いありませんか。

管理課長 間違いありません。

委員 この文書は、どなたの指示で非公開となったのでしょうか。

管理課長 非公開とする指示は、教育長よりありました。

教育長 新体制となったことを踏まえ、切りの良い年末時点で、公開を終える指示をしました。

委員 この文書の公開は、教育委員会にて協議し決定されたことだと思いますが、非公開となる前には協議されていません。

委員 なぜ、教育委員会内で協議をされなかったのですか。

教育長 協議が必要であるとの考えに至っておりませんでした。

委員 この文書は、昨年度の町長との間で生じた事案に関する町民への説明責任を果たすため、教育委員会で協議及び合意をした内容であり、公開するとともに町議会議長にも報告しております。

教育長 委員 管理課長 委員 教育長 委員 教育長 委員 教育長 委員 教育長 管理課長 教育長

そもそも 9 月 30 日付の文書の内容は、昨年 9 月以前の教育委員会で決定しておりますが、10 月に就任された教育長の意向を伺う形で教育委員会にて再度話し合い、合議した後、遅れて公開されました。

この教育委員会で公開が決定された 2 つの文書だけが、教育委員会で協議がないまま非公開となっています。このことは法令上問題ないのですか。

法令上の問題があるとは思っておりません。

また、この文書の公開については、町議会議長とも調整をしております。

非公開にされたことは、町議会議長もご存知なのでしょうか。

おそらく、ご存知ないと思います。

厳しい言い方をしますと、教育長の独断で非公開にしたことは、教育委員会の合議制に反していることになりませんか。

非公開にするにあたって、そこまで深く考慮しておりませんでした。

非公開となった 12 月の段階では、町長からの議会報告は発出されておりました。町長から議会に報告があったのは、令和 4 年 3 月末であったと聞いております。その時点では、教育委員会の文書が非公開となっているわけです。

そうした状況で 12 月に非公開としたことが、疑問であるし、私としては教育委員会の合議制に対する教育長の認識についてもお伺いしたいです。

私としては、文書を非公開とするにあたっての経緯や合議制に思いが及ばず、不具合がないという判断で非公開に至ったということです。

教育長は教育委員とコミュニケーションを図るといつもおっしゃられていると思いますが、こうした判断をなされるときには定例教育委員会で話し合い、合議が必要であることを認識していただきたいです。

教育委員会の合議制は、私たちは教育委員会に携わる中で一番大切にしていることですが、このことが軽視されていることを危惧しています。

教育委員会で議決された内容は、町民の皆さんへの説明責任を果たすことにも繋がることから、軽く扱わないでいただきたいです。

非公開となっている 2 つの文書を改めて公開していただきたいと思います。

この 2 つの文書の公開については、前の教育長の在任期間中のお話だということで、教育長が躊躇されているということは、昨年 10 月の定例教育委員会からも把握はしておりましたが、昨年 9 月以前に起こった事案に句読点を打つためにご理解いただけたものと思っておりました。しかしながら、12 月末で非公開としてしまうと教育委員会として、話が途切れてしまうと思います。

前の教育長の時の事案だとしても、その経験を糧として教育委員会を発展させていかなければならないと思いますので、早期に再度公開していただきたいです。

今回の件を反省し、事務を進めさせていただきます。

10 月以降の議事録と密接な関係がある内容の文書ですので、議事録公開のタイミングで併せて再度公開させていただきます。

その他、ご意見はございますか。

無いようであれば、議案第 34 号「総合教育会議に関する改善の要望と今後のあり方

の意見聴取について」に移ります。

管理課長 1月の定例教育委員会で委員より、総合教育会議についてご要望をいただきました。いただいたご要望については、総合教育会議の所管課であります企画政策課へお伝えし、情報共有を行っております。

事務局としましては、この要望内容が次回の総合教育会議にて反映されれば良いという認識でございました。

要望が反映されるよう事務局より改めて企画政策課へお伝えさせていただきます。ご理解賜れればと思います。

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

委員 今年度の総合教育会議の内容については、事前にお知らせいただくことは可能でしょうか。

管理課長 今年度の内容については、企画政策課と協議を行いまして、進展があり次第、教育委員の皆さまへ情報共有をさせていただきます。

委員 総合教育会議については、前々からの要望にあるとおり、翌年度予算を編成する時期より以前に1回目を開催し、総括として年明け以降に2回目を開催していただきたいと考えております。

新教育委員会制度となり、総合教育会議は町長と教育委員会が協議を行う大切な場があります。

令和3年度の内容で具体的な点を指摘しますと、幹部職員からの事業説明に非常に時間を要しました。議題も複数あったことから、肝心の町長と教育委員会が協議する時間が非常に短かったです。幹部職員からの事業説明は書面で事前にいただければよいです。限られた時間の中ではありますが、重点課題を絞り、町長と教育委員会が本音で教育のビジョンを協議するような建設的な総合教育会議にしていきたいです。

教育長からも三役会議などで町長、副町長とお話し合いいただきたいと思います。

教育長 分かりました。

委員 「論点を絞る」「より建設的な会議とする」ことをめざして協議を進めていただきたいと思います。

管理課長 前回のいただいたご要望と今回いただいたご要望を合わせて企画政策課へお伝えし、協議を進めてまいります。

委員 本来であれば、幹部職員はオブザーバーであり、長々と時間をかけて事業の説明をする立場にはありません。出席も最低限で結構です。

私たちは、町長自身のお言葉でビジョンをお聞きしたいと思っています。

教育長 承知しました。伝えておきます。

その他、ご意見はございますか。

無いようであれば、議案第35号に移ります。

議案第35号『町政混乱解消に係る要望書』に対する町長回答に関する説明と意見聴取については、私から説明いたします。

令和4年3月31日付で町長から町議会議長宛に提出された文書をご覧ください。

この内容については、決裁文書として回付されたわけではなく、教育長室で教育次長

と別件で打ち合わせをしていた場に企画政策課の担当者が来て、「文書を発出するので内容確認をしてください。」という具合に内容確認を求められました。

書面を確認したところ、至極当然の内容でしたので了承をしました。

先の議会の一般質問でも同様のご質問をいただき、同様の答弁をさせていただいております。

ただ昨年9月以前の経緯を鑑みたとき、この文書の内容については、教育委員の皆さまと情報を共有すべきであったと考えます。

情報共有ができておらず申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。

委員 私がこの文書が発出されていることを知ったのは、先の議会の一般質問でした。

この文書はあくまで町長から町議会議長あてに提出された文書ですので、その内容について私たちが意見を申し上げるつもりはありません。

ただ、前教育長が身を呈して守ろうとしてくださった教育委員会の独立性に関わる重要案件の総括でありますので、早い段階で情報の共有をしていただきたかったと思っています。

先の議会の中で1点疑問に思ったことがあります。この文書について、副町長は教育長から教育委員に伝わっていると思っていたという旨、お話をされていたと思います。しかし、私たちはお伺いしておりません。

三役会議でコミュニケーションは図られているのでしょうか。

教育長 この文書を教育委員に共有した方がいいといったようなお話はありませんでした。

副町長はこの文書の内容に沿った方針で教育委員会の運営を進めていっているのではないかといったニュアンスだったかと思います。

委員 町長はこの文書にもあるように、誠意ある対話に努められる、意思疎通を図っていくといったことを私たちの話し合いの場でもおっしゃっておられました。

三役会議等でこの文書を教育委員に対して伝達するようなお話はなかったということですか。

教育長 この文書については、そういった指示はありませんでした。

町長と、この文書の内容を指針として日頃から進めていこうというお話はしております。

委員 先ほどお話にあった教育委員会から町議会議長への文書をホームページに再度公表する際に、この一連の内容について町民の皆さんにわかりやすいよう工夫していただきたいと思います。

委員 町議会議長からの要望を受け、教育委員会も町長も総括した文書を提出したわけですから、あとは町議会として町民の皆さんにどのようにお伝えなさるのかご検討いただきたいです。

そもそも私たち教育委員から今回の3件の議案を動議させていただいたのは、1つ目に町民の皆さんへの説明責任を教育委員会として果たすということ。

2つ目に教育委員会の独立性を大切にしてほしい。令和2年度の総合教育会議で継続審議となっていた特別教室の空調の予算が協議されることなくカットされたときに独立性が危ぶまれましたが、前教育長と町議会のおかげで、教育委員会の独立性が守

られた経緯があります。

3 つ目に教育委員会の合議制です。これは民主的な教育を進めるうえで根幹の部分だと思います。具体的には、新型コロナウイルス感染症が流行し始めた時期に教育委員会と校長会が集まって修学旅行の実施の是非について議論をしました。太子町のような小さな町でも、小中学校によって修学旅行などの行事に対する考えが異なっていましたよね。最終的にはそれぞれの思いを大切に、子どもたちが願うなら縮小してでも修学旅行などの行事を実施するということで合意されたと思います。教育委員会が一方的に行事の中止を決定する市町もある中、太子町では現場の声を聴き、方針を決定しました。これが教育委員会の合議制であり、太子町の良さだと思います。

教育長には、以上のことを今一度大切にしていいただきたいと思います。

教育長 ありがとうございます。

真剣に受け止めさせていただき、今後進めさせていただきたいと思います。

その他、ご意見はございますか。

無いようであれば、次の議案に移ります。

教育次長 それでは、議案第 38 号「教育委員の辞職について」でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 号に基づき、教育長及び教育委員は、自己の一身上に関する事件又は従事する業務に直接の利害関係がある件については、議事に参与することができません。

したがって、議案第 38 号の議事に教育長は参与できません。

教育長は、一旦退席をお願いします。

＜教育長 退席＞

教育次長 それでは、教育長職務代理である福田委員に議事の進行をお願いします。

教育長職務代理 教育長職務代理として議事の進行をさせていただきます。

議案第 38 号「教育委員の辞職について」、当該委員より辞職の申し出がありました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条では、「教育長及び教育委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる」とされており、この度の教育委員会にお諮りするものです。

＜辞職願を朗読＞

辞職の理由にあるセクシャルハラスメントの内容について個人情報に関わることもございますし、被害を訴えている方を一番に考えねばなりませんので、この場で審議することはいたしません。

辞職に同意するか、それに付随して現在疑いがかけられている教育長に対して今後教育委員会としてどのような対応を求めていくかといったことについて審議をしたいと思います。

それでは、この議案について教育委員のご意見を伺います。

委員 辞職については、当該委員のお気持ちを尊重し受け入れるほうが良いと思います。

委員 現時点ではこれが事実か否かはわかりませんが、状況を勘案し辞職は致し方がないものと思います。

ただ、辞職願の内容によると人権侵害の疑いがあったということですので、教育長が

揖龍人権教育研究協議会の会長をはじめ、各所属の要職であり人権教育を司る立場にある人物であることを鑑みても、そうした人物がこうした疑いをかけられている状況について非常に危惧します。

また、この議案が提出されるまで教育長自身から私たちにご説明もありませんでしたので、隠蔽の意図があったのではないかとと思われると思います。

教育長が今後どのようなご判断をされるのかわかりませんが、今回のことで教育行政が停滞することのないよう事務局にはお願いしたいです。

また、一教育委員として人権侵害を容認することはできません。こうした疑惑に対して関係各所や町民の皆さんから厳しい意見が出てくると思います。

私としては、何も説明のないままこれまで通りの職務遂行を容認できないし、教育委員会としてどのように対応していくのか非常に難しい状況であると考えます。

教育長職務代理

私も委員として意見を述べさせていただきます。

まず、当該委員から辞職願についてはやむを得ず同意せざるを得ないと考えます。

弁護士を通じてお話し合いを続けているという状況で、こうして辞職願として公表せざるを得ないところまで追い込まれてしまい心身に不調をきたしている。こうした状況では被害にあわれた方の人権を一番に尊重する必要があると考えるからです。

ここで、改めて確認をします。議案第 38 号について、同意される委員は挙手をお願いします。

<全教育委員が挙手>

それでは、教育委員会として辞職には同意するという事で議決します。

私の意見としては、はじめに当該委員の人権を一番に考える必要があるということ。この事案は重大な人権問題であると考えます。被害にあった方が辞職しても根本的な解決にはなりません。セクシャルハラスメントを許す土壌を作ってはならないと考えます。

各委員からご意見はございますか。

委員

現時点では疑いの段階ではあるものの、初期対応ということは非常に重要になってくると思います。「辞職に同意する」という議決に意見を付したいと考えます。

教育長職務代理

それでは、付帯する意見についてお伺いしていきたいと思います。

委員

今回の事案に関して、事実はどうであれ、教育委員会を代表する立場である教育長自身がどのように責任を取られるのかという意見は出てくると思います。

教育長職務代理

私も、進退を含めて責任ある行動をしていただきたいと思います。

また、こうした事案の場合、一般職であれば事実確認はどのように行われるのでしょうか。

教育次長

選任された職員でセクシャルハラスメント委員会を構成し、また弁護士にもアドバイザーとして参画いただき調査を行ってまいります。

教育長職務代理

一般職の場合はそうした組織によって、被害者の立場が守られ、調査検証により公平な判断がなされるということですし、民間の方であれば法務局に相談するということが考えられますが、特別職の場合はどうなるのでしょうか。

教育次長

一般職のそれと類似する機関はございません。

教育長職務代理	それでは特別職は進退についてご自身で判断される、若しくは任命権者である町長が指導をするといったことになるのでしょうか。
教育次長 管理課長	そのとおりだと思います。 町議会の本会議や委員会で、質問や説明責任を果たすよう求められる可能性はあると思います。
教育長職務代理	教育委員会には調査・追及する権限はございませんので、町長に対して適切に対応していただくよう要求するのはいかがでしょうか。 また、教育長に対しても進退を含めて責任ある行動をとっていただくよう要求するということはいかがでしょうか。
各委員	結構です。
教育長職務代理	それではこれまでの意見を付帯意見としてまとめさせていただきます。 1つ目として、今回の事案は教育委員会として大変重大な人権問題であると認識する。 2つ目として、セクシャルハラスメントの人権侵害を受けた当該委員の精神面、体調面を考えたとき限界に近いことが、連れ合いにより報告を受けている。本来ならば、人権侵害を受けた側が辞職することでは根本解決にはならないのであるが、当該委員の願いを受け、やむを得ず同意する。 3つ目として、特別職にセクシャルハラスメントの疑いが生じたことについて、任命権者である町長に問題解決に責任を持って取り組むことを教育委員会として要求する。 4つ目として、今回の人権問題で、太子町の教育行政は、大きな信頼を失うことになる。その影響は計り知れない。また、教育長は、揖龍人権教育研究協議会会長でもあり、人権教育を一番に推進する立場にある。そのことを十分自覚し、自ら教育長としての進退を含め、責任ある行動をとることを要求する。 この内容でいかがでしょうか。ご意見はございますか。
各委員	結構です。
教育長職務代理	この内容については、教育長と当該委員に私からお伝えすることとします。
委員	町民の皆さんは、この短期間に教育委員が複数回辞職するという事態について、理由をお知りになりたいと思われそうですが、どのようにお伝えすればよろしいでしょうか。
管理課長	非常にデリケートな内容ですので、詳しくお伝えできる状況ではないと考えます。
教育長職務代理	セクシャルハラスメントは、受けた側の感じ方がどうだったかということが重要です。加害者になる可能性がある者は配慮が必要です。トップに立つ者なら尚更です。 人権問題の研修の多くは、加害者及び傍観者にならないためのものです。 被害を受けた側は、どのような状況であれ守られねばなりません。 教育委員会としては、当該委員のお気持ちを一番大切にし、周りの人間は不用意に騒ぎたてないことが重要だと思います。
各委員	それでは、議決した内容を教育長にお伝えすることとしますが、よろしいでしょうか。
教育長職務代理	結構です。 それでは、教育長をお呼びしてください。

＜教育長 入室＞

教育長職務代理

議案第 38 号で審議した内容をお伝えします。

本議案は同意となりました。続いて、付帯意見として 4 点申し上げます。

1 つ目、今回の事案は教育委員会として大変重大な人権問題であると認識する。

2 つ目、セクシャルハラスメントの人権侵害を受けた当該委員の精神面、体調面を考えたとき限界に近いことが、連れ合いにより報告を受けている。本来ならば、人権侵害を受けた側が辞職することでは根本解決にはならないのであるが、当該委員の願いを受け、やむを得ず同意する。

3 つ目、特別職にセクシャルハラスメントの疑いが生じたことについて、任命権者である町長に問題解決に責任を持って取り組むことを教育委員会として要求する。

4 つ目、今回の人権問題で、太子町の教育行政は、大きな信頼を失うことになる。その影響は計り知れない。また、教育長は、揖龍人権教育研究協議会会長でもあり、人権教育を一番に推進する立場にある。そのことを十分自覚し、自ら教育長としての進退を含め、責任ある行動をとることを要求する。

この内容は、教育長と当該委員にお伝えすることとします。

以上です。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項によると、「教育長及び教育委員は、自己の一身上の都合による議事には参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる」とされています。

教育長は、何か発言を希望されますか。

教育長

はい。

教育長職務代理

教育委員は、発言を許可されますか。

各委員

結構です。

教育長職務代理

それでは、教育長は発言をお願いいたします。

教育長

この度のこと、皆さまにご心配をおかけしまして本当に申し訳ございません。

今回のことは、事実でない事柄がありますので、弁護士とも相談し真偽は司直の手に委ねたいと考えております。

以上です。

教育長職務代理

教育委員は、今の発言に対してご質問などがありますか。

委員

このような事態が生じたという点において遺憾に思います。

また、事実であるかどうかを別にして、引き続き教育長の職務をなされるということなのでしょうか。

教育長

それらの点も含めて、弁護士と相談して進めてまいります。

委員

司直に委ねることはこの事案の真偽についてであり、ご自身の進退については弁護士の判断を仰ぐ必要もないかと思いますが、いかがですか。

教育長

辞職願に記載されている行為の事実はございませんので、真偽は司直の手に委ねたいと申し上げた次第です。

教育長職務代理

私からも質問をさせていただきます。教育長を続けながら、司直に委ねていかれるということですか。それとも、一度ここで身を引かれたいということでしょうか。

教育長
教育長職務代理

その件も含めて、弁護士と相談したいと考えております。
教育長ならこのような状況であれば、学校現場やその他関係各所に多大な影響や迷惑がかかることはお分かりだと思います。
もちろん進退をお決めになるのは、教育長ご自身ですので外野から言うことはできないかもしれませんが、この職に留まることで生じる影響をお考えいただきたいです。
ましてや、揖龍の人権教育の長としてセクシャルハラスメントについてはどのような認識を持っておられますか。

教育長
教育長職務代理

辞職願に記載されている行為の事実はございません。この場で様々な議論をすべきではないと思っています。あとのことは弁護士に一任しております。
弁護士に一任されるのは構いませんが、教育長のセクシャルハラスメントに関する認識としては事実があったかどうかということだけなのですか。

教育長
教育長職務代理

相手がどう感じたかということが重要だと考えます。
私もそのとおりだと思います。肩を触られて何も思われたい方もいれば、不快に感じる人もいます。
相手が不快に感じたら、それはセクシャルハラスメントだと思います。
今回、そういうことを感じさせてしまったわけです。そのことで太子町の教育行政は信頼を失い、様々なご意見が出てくると思います。学校現場も事務局も対応に追われます。一刻も早く太子町の教育行政を健全な状態にしなければなりません。
兵庫県下でも人権教育の先進地である揖龍全体のリーダーシップを取っておられるのが、教育長です。そうした人権教育の長は、疑いをもたれた時点で失格だと思います。
こういったことから、ご自身の責任は大変重いということを受け止めていただき、早期解決を自らのご判断でしていただきたいと思います。

教育長
委員

真摯に受け止めてさせていただきます。
事実を認めることとなった場合の責任の取り方は、認識されているという理解でよろしいですか。

教育長
教育長職務代理

その件につきましても、弁護士と進めてまいります。
教育長も教育者です。責任の取り方は身をもってお示しいただきたいと思います。
その他ご意見はございますか。
無いようであれば、議案第 38 号は以上とさせていただきますがよろしいでしょうか。

各委員
教育長職務代理
教育長

結構です。
それでは、教育長は席にお戻りください。
続いて、議案第 36 号に移ります。ここからは個人情報の観点から非公開とさせていただきます。傍聴人は退席をお願いします。
事務局より説明をお願いします。
＜議案第 36 号「区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について」説明＞

本議案は個人情報保護の観点から非公開

＜議案第 37 号「令和 4 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」説明＞

本議案は個人情報保護の観点から非公開

●その他

教育長 本日の会議は全て終了しましたが、その他事務局より何か連絡事項はありますか。
管理課長 管理課より報告させていただきます。

＜学校現場における新型コロナウイルス感染症の状況について説明＞

＜中・西播磨地区市町教育委員会連合会 総会及び研修会について説明＞

＜夏季休業中の学校施設の工事について説明＞

＜幼稚園の在り方検討会について説明・日程調整＞

教育長 その他、連絡事項はありますか。
次回定例会は 8 月 3 日（水）午前 10 時に開会します。
それでは、7 月の定例会はこれで終了させていただきます。お疲れ様でした。

令和 4 年 7 月 14 日 午後 0 時閉議